



発行 新潟県

第 87 号

平成29年11月14日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 主 要 目 次

## 告 示

- 1201 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉保健課）  
 1202 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）  
 1203 介護保険法による指定介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設の指定辞退（高齢福祉保健課）  
 1204 産業立地促進地域の指定（産業立地課）  
 1205 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）  
 1206 建設業法による許可の取消し（監理課）  
 1207 道路の区域変更（道路管理課）  
 1208 道路の供用開始（道路管理課）  
 1209 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定（建築住宅課）

## 病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

## 告 示

## ◎新潟県告示第1201号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年11月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
ケアプランセンター旭岡	新潟県長岡市上条町75番地	合同会社美沢メディカルサービス	平成29年11月1日

## ◎新潟県告示第1202号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年11月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ライフパートナー県央ステーション	新潟県燕市灰方374番地4	株式会社ライフパートナー	訪問看護 介護予防訪問看護	平成29年9月28日	平成29年10月31日

## ◎新潟県告示第1203号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条（又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）

附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護老人福祉施設（又は指定介護療養型医療施設）の開設者から次のとおり指定の辞退の届出があった。

平成29年11月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

施設の名称	所在地	開設者	届出の受理年月日	辞退年月日
吉田病院	新潟県長岡市長町1丁目1668番地	医療法人誠心会	平成29年9月5日	平成29年10月31日

#### ◎新潟県告示第1204号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年11月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
矢代田企業立地促進地域	新潟市秋葉区矢代田字金山の一部 新潟市秋葉区矢代田字沢ノ内の一部	平成29年10月23日

#### ◎新潟県告示第1205号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営紫雲寺地区区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月14日

新潟県新発田地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年11月15日から平成29年12月13日まで

3 縦覧に供する場所

新発田市役所加治川庁舎

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第1206号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成29年11月14日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 処分をした年月日 平成29年9月13日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
今井組  
今井 哲男
- 3 主たる営業所の所在地  
五泉市中名沢己321
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第1317号
- 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成29年9月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年9月25日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社勢征工業  
阿部 聡
  - 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市茨目3-10-48
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第44710号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年9月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年9月25日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
須田工業  
須田 敏
  - 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市山本846-29
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第43825号
  - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年9月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年9月22日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社三友組  
三友 玲央
  - 3 主たる営業所の所在地  
魚沼市吉田163番地
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-24）第7630号
  - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
-

## 6 処分の原因となった事実

平成29年9月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

## 1 処分をした年月日 平成29年9月13日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社ハウジングワーク本田

本田 繁

## 3 主たる営業所の所在地

岩船郡関川村大字辰田新269

## 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第20901号

## 5 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

## 6 処分の原因となった事実

平成29年9月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

## 1 処分をした年月日 平成29年10月5日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

前田建設

前田 俊一

## 3 主たる営業所の所在地

佐渡市北田野浦1500-4

## 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第41199号

## 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

## 6 処分の原因となった事実

平成29年9月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

## 1 処分をした年月日 平成29年9月25日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社三興電気

岡崎 朋子

## 3 主たる営業所の所在地

新潟市西蒲区岩室温泉217-1

## 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第22133号

## 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

## 6 処分の原因となった事実

平成29年9月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

## 1 処分をした年月日 平成29年10月4日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社佐々木商会

佐々木 豊

## 3 主たる営業所の所在地

長岡市中貫町1-5-8

- 
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第16740号
  - 5 処分の内容 建築工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年10月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年9月14日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社中越ポンプ  
能登 政幸
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市江南区楚川甲415-4
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第14564号
  - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年9月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年10月11日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
斎藤左官工業  
斎藤 正
  - 3 主たる営業所の所在地  
阿賀野市保田4878番地11
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第42432号
  - 5 処分の内容 左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年9月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年9月26日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
新交ロード株式会社  
本間 誠也
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市東区紫竹7丁目34番17号
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-25)第42352号
  - 5 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年9月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年10月3日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社本間建設  
本間 広樹
-

- 3 主たる営業所の所在地  
村上市古渡路986番地
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第20522号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年10月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年10月2日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社山佐  
角屋 勇一
  - 3 主たる営業所の所在地  
魚沼市堀之内447番地
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第17885号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年10月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年10月4日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社中豊組  
中村 隆志
  - 3 主たる営業所の所在地  
魚沼市堀之内4085番地
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第7592号
  - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年10月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年10月5日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社大平組  
大平 哲弘
  - 3 主たる営業所の所在地  
胎内市塩沢235番地1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第686号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年10月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年10月13日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

有限会社春木総業

春木 あや子

3 主たる営業所の所在地

燕市蔵関459番地

4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第39387号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年10月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年10月17日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

開成建設興業

野島 勝幸

3 主たる営業所の所在地

新潟市西区坂井東1丁目9番地14号1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第44255号

5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年9月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年9月26日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

安達建設興業株式会社

安達 公明

3 主たる営業所の所在地

新潟市南区白根日の出町6番地25号

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第2458号

5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年9月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年10月6日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社新越ホーム

倉重 義朗

3 主たる営業所の所在地

上越市大字下源入106番地1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第20326号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年10月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年10月12日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社丸互  
前川 秀樹
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市春日新田4丁目1番1号
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第20207号
  - 5 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年10月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年10月13日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社O・S・T  
大平 晋一
  - 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市幸町3-26-304
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第43585号
  - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年10月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年10月24日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
地野組  
山岸 真由美
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西蒲区和納7078-13
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第15526号
  - 5 処分の内容 とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業に係る特定建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年10月11日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年10月24日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
南波設備  
南波 正樹
  - 3 主たる営業所の所在地  
胎内市住吉町4-56
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43325号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年9月28日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4
-



号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年10月24日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社総和住建  
田村 和雄
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市美沢1-490-11
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第41404号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年10月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年10月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社米山工業  
井上 秀俊
  - 3 主たる営業所の所在地  
魚沼市井口新田641番地4
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第17798号
  - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年10月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年10月12日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
北陸鑿泉株式会社  
川嶋 直樹
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区長潟957番地
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第2967号
  - 5 処分の内容 土木工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年10月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

#### ◎新潟県告示第1207号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年11月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 与板関原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市与板町榎原字下田673番3から	新	11.0～12.8メートル	32.5メートル
同市与板町榎原字上田141番3まで	旧	10.0～12.8メートル	32.5メートル

◎新潟県告示第1208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年11月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路 線 名 県道 与板関原線
- 2 供用開始の区間  
長岡市与板町榎原字下田673番3から同市与板町榎原字上田141番3まで
- 3 供用開始の期日 平成29年11月14日

◎新潟県告示第1209号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

平成29年11月14日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成29年10月18日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
糸魚川市大町2丁目13番1の一部、13番2の一部、14番6の一部、14番5の一部、14番1の一部、14番7、9番5の一部、15番3の一部、15番1の一部、21番3の先、21番2の先、21番1の先、20番3の先、20番2の先、20番1の先、19番甲の先、19番2の一部、19番2の先、18番1の一部、18番1の先、16番の一部、16番の先	6.00	91.60

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、回診用X線撮影装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年11月14日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 入札に付する事項  
(1) 購入等件名及び数量

回診用X線撮影装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年3月30日(金)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規程に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成29年11月21日(火)午後4時00分

4 入開札の日時及び場所

平成29年11月28日(火)午前10時30分

新潟県立中央病院講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。